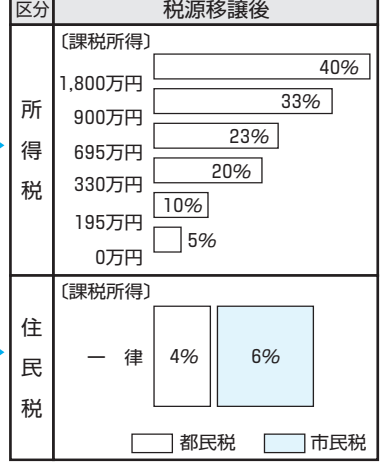
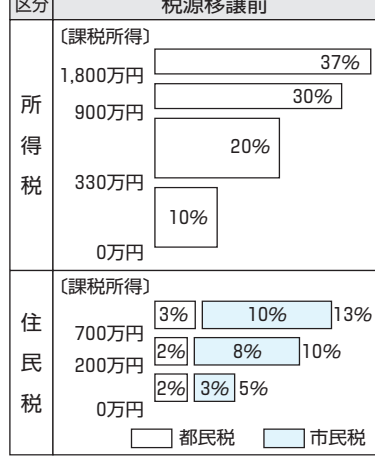


住民税が変わります

個人住民税の税率が10%に統一されます

個人住民税の所得割の税率が、現在の3段階(5%、10%、13%)から一律10%に変わります。これに伴い、住民税と所得税の合計負担額を変えないようにするため、所得税の税率も見直しされ、4段階から6段階に変わります。

●税源移譲による税率区分の変更



定率減税が廃止されます

税源移譲では税負担は基本的には変わりませんが、同時に定率減税が廃止されます。

●定率減税の廃止時期

個人住民税		所得税	
18年度分	所得割額の7.5%相当額を控除(2万円を上限)	18年分	所得税額の10%相当額を控除(12.5万円を上限)
19年度分	廃止	19年分	廃止

納付方法によって変更の時期が異なります

①給与所得者は1月から所得税が減額、6月から個人住民税が増額
サラリーマンなど給与所得者の場合、ほとんどの方は、

モデルケース 税源移譲による税負担の変動

●独身者の場合(定率減税廃止の影響は考慮していません)

給与収入	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	68,500	192,500	62,000	130,500	192,500	0円
500万円	258,000	167,000	425,000	160,500	264,500	425,000	0円
700万円	474,000	311,000	785,000	376,500	408,500	785,000	0円
1,000万円	966,000	557,000	1,523,000	868,500	654,500	1,523,000	0円



●夫婦+子ども2人の場合(定率減税廃止の影響は考慮していません)

給与収入	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0	13,000	13,000	0	13,000	13,000	0円
500万円	119,000	80,000	199,000	59,500	139,500	199,000	0円
700万円	263,000	200,000	463,000	165,500	297,500	463,000	0円
1,000万円	688,000	446,000	1,134,000	590,500	543,500	1,134,000	0円



※1 夫婦と子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています
 ※2 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています
 ※3 定率減税の廃止により、実際の税額は、ほとんどの納税者の方が増えます
 ※4 人的控除以外の所得控除(生命保険料控除、損害保険料控除等)のある方については、負担に増減が生じる場合があります

●税源移譲の影響時期

	所得税	個人住民税
給与所得者	平成19年1月分給与の源泉徴収から	平成19年6月から
個人事業主	平成19年分の確定申告から(予定納税は平成19年7月から)	平成19年6月から
年金受給者	平成19年2月振込分の年金の源泉徴収から	平成19年6月から

税源移譲による所得税と個人住民税の税率改正では、所得税と個人住民税を合わせた額には原則変わりありませんが、定率減税廃止により、ほとんどの納税者の方が、所得税と個人住民税を合わせた税額が増額となります。

※詳しい改正内容については、次号の広報でお知らせします

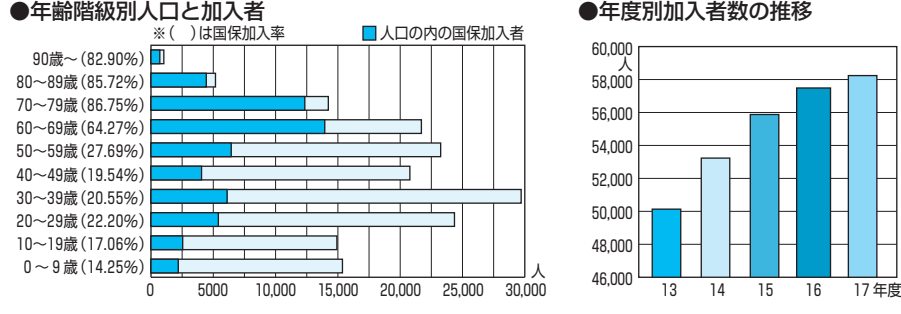
日野市の保険税は高いのでしょうか?

国民健康保険制度は、おもに国保加入の皆さんからの保険税と国や都の負担金・補助金・交付金・繰入金などで運営されています。国民健康保険税は、区市町村の条例により決められています。日野市の税額は他市と比べて高いのでしょうか。給与収入が300万円以上2人が加入していて、固定資産税額年間5万円の40歳代の世帯を想定し、比較してみました。すると、医療分と介護保険分との合計で、日野市の年税額は15万3千円となります。これは、同様な保険税の課税方式を採用する多摩地域23市の中で、下から2番目です。



国民健康保険の現状についてお知らせします

国保加入者は増え続けています



決算状況

国民健康保険の会計はどのようになっているのでしょうか。平成15年度から平成17年度の3年間の国民健康保険特別会計決算の歳入と歳出について見てみましょう。項目を抜粋しましたのでご覧ください。

●国保特別会計歳入(抜粋) 単位(千円)

区分	平成15年度収入済額	平成16年度収入済額	平成17年度収入済額
国民健康保険税	3,509,468	3,587,578	3,688,258
国都支出金	3,263,826	3,387,383	3,724,208
療養給付費交付金	2,469,612	2,844,920	3,550,004
一般会計繰入金	1,622,616	1,969,733	1,968,453
その他の歳入	322,475	331,205	302,252
歳入合計	11,187,997	12,120,819	13,233,175

●国保特別会計歳出(抜粋) 単位(千円)

区分	平成15年度支出済額	平成16年度支出済額	平成17年度支出済額
保険給付費	7,170,907	8,014,502	8,947,715
老人保健拠出金	3,045,952	2,988,684	3,051,391
介護納付金	547,457	716,671	843,879
保健事業費	35,078	38,039	36,104
その他の歳出	281,755	281,202	311,491
歳出合計	11,081,149	12,049,098	13,190,580

医療費も増えています

次の表は、国保加入者の医療費です。

●国保分(老人保健該当者を除く) ●老人保健該当者分

年度	費用額(円)	1人当たり(円)
13	7,785,877,349	210,617
14	8,085,456,737	207,288
15	9,017,826,657	215,588
16	9,992,581,452	227,860
17	11,000,552,831	244,332

増える一般会計からの繰入金

歳入と歳出の会計抜粋資料を比較してみると、歳出では保険給付費が大きく伸び、歳出の不足分を、一般会計繰入金で補っています。平成17年度は1億8千万円の特別調整交付金が交付されています。もし、この特別調整交付金が交付されなかった場合、一般会計繰入金は21億4千845万2千円となり、平成16年度との比較で9.1%増、15年度との比較で32.4%増と大幅な増額となりました。また、現在の状況下で推定すると、平成18年度の一般会計繰越金は、20億円を突破してしまうことも予想されます。このように、国民健康保険特別会計は、不足分を一般会計で補う赤字財政で、厳しい財政運営を余儀なくされていることがわかります。

市では、国民健康保険事業の健全化に取り組むため、社会情勢の動向を見ながら国や都、国保連合会その他の関係団体等との連携をさらに強め、保健指導の強化をはじめとする適宜適切な施策を実施していきます。国民健康保険を今後も、安心して良質な医療を受けることができる制度とするために、給付と負担のバランスを考慮すると同時に市民全体で支える制度としたいと考えています。市民の皆さんには、一層のご理解とご協力をお願いします。

●給付制限表

対象	支給額
介護保険サービスの償還払い(要介護認定時に1年以上の滞納保険料がある場合)	サービス費用のうち1割分を事業者に支払えばすむところを、いったん費用の全額を支払います。後で9割分の給付を受けるには手続きが必要となります。
保険給付の一時的な停止(上記の償還払い時点で1年6カ月以上の滞納保険料がある場合)	いったん全額支払ったサービス費用のうち9割分が戻ってくるまで、その全額または一部が差し止められ、強制的に滞納保険料分を差し引かれます。
給付額減額(要介護認定時に過去10年間に時効消滅した保険料がある場合)	時効消滅した保険料に応じた一定の期間、サービス費用のうち、3割負担となります(通常1割負担)。時効となった介護保険料は納めることができません。

●ひとり親家庭等と障害児の養育者向け手当

対象	支給額	
育成手当	次のいずれかに該当する昭和63年4月2日以降生まれの児童を養育している父、母または養育者①父母が離婚②父または母が死亡③父または母が重度の障害者④父または母が1年以上生不分明⑤父、認知の父または母が遺棄されている(仕送り、連絡などが1年以上ない)⑥父または母が1年以上拘禁されている⑦婚姻によらないで出生(認知されていないが扶養されている場合は受給可)	申請の翌月分から児童1人につき月13,500円
児童扶養手当	次のいずれかに該当する昭和63年4月2日以降生まれ(一定の障害がある児童は20歳未満)の児童を養育している母または養育者①父母が離婚②父が死亡③父が重度の障害者④父が1年以上生不分明⑤父、認知の父または母が1年以上生不分明⑥父、認知の父または母が遺棄されている(仕送り、連絡などが1年以上ない)⑦父が1年以上拘禁されている⑧婚姻によらないで出生(認知されていないが扶養されている場合は受給可)	申請の翌月分から児童1人の場合月9,850円~41,720円 児童2人目以降は加算あり(所得に応じて変わります) ※受給権は資格発生時から5年まで時効になる場合があります
障害手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方①要手術1~3度程度②身体障害者手帳1~2級程度③脳性まひまたは進行性筋萎縮症	申請の翌月分から児童1人につき月15,500円

●ファミリー・サポート・センター保育講習会

日時	内容
2月5日(月)	13:30から 日野市の子育て支援について 14:30から 相互援助活動について
2月9日(金)	13:30から 保育の心 15:00から 子どもの世話(乳幼児編)
2月13日(火)	13:30から 普通教員講習・AED実習
2月15日(木)	13:30から 子どもの発育と病気
2月19日(月)	13:30から 子どもの育ち、扱いにくい子どもへのかわり方 13:30から 地域で育てる子育て支援 14:45から 私の提供会員活動 15:15から まとめ・ワークショップ

※会場はいずれも多摩平の森ふれあい館

●介護保険料の支払いに協力
65歳以上の方の介護保険料については、年金からの天引きとなつていますが、一部の方は納付書での支払いをお願いされています(例年7月中旬に送付。転入等により送付時期は異なります。納期限日を過ぎた分の支払いは、指定の金融機関などで早めにお支払いください。また、過去に介護保険料の未納がある方に対し、通知を送付しています。未納を放置されると今後介護保険サービスを利用する際に、左表のような給付制限が適用される場合があります。経済的に納付が困難な場合は早めにご相談ください。

●介護保険料等は税金の所得控除が受けられます
平成18年中の所得の確定申告や市・都民税申告の際、税金の所得控除を受けられる場合があります。平成18年中(1月~12月)に納めた金額は、次の方法でご確認ください。①年金天引きの方は公的年金の源泉徴収票②納付書でお支払いの方は納付書の領収証書③口座振替の方は振替名義人の通帳または介護保険料決定通知書。確認できるものがない場合は、お問い合わせください。

●介護サービス利用者の負担額は医療費控除を受けられる場合があります
要介護認定を受けて、一定の条件を満たす方は、申請により障害者控除証明書を発行し、申告済みです。要介護認定を受けていない方も、医師が発行する「おむつ使用証明書(用紙は市民税課、税務署にあり)」があれば申告できます。

●介護認定を受けていて、おむつ代が医療費控除に
要介護認定を受けていて、おむつ代が医療費控除を受けるのが2回目以降の方は、介護保険係が発行する「主治医意見書記載事項証明書」を添付し、申告できます。要介護認定を受けていない方も、医師が発行する「おむつ使用証明書(用紙は市民税課、税務署にあり)」があれば申告できます。

●障害者控除証明書の発行
要介護認定を受け、一定の条件を満たす方は、申請により障害者控除証明書

●交通災害共済「ちよこつと共済」の公費加入対象者が変更
平成19年4月1日から、満3歳以上で中学校在学中までの方、満75歳以上の方、市非常勤消防団員、生活保護受給者は、公費負担による特別加入を廃止します。加入を希望する方は、個人で手続きが必要になります。なお、次の方は公費で一括加入します。
〔対象〕身体障害者手帳(1~6級)、愛の手帳(1~4度)、精神障害者保健福祉手帳(1~3級)、児童扶養手当または育ち成手当の支給を受けている親子(義務教育終了の子を除く)
〔問合せ先〕都市計画課

子ども向けイベント

たかたは保育園「獅子舞」
1月25日(木)午前10時~11時
未就学児と保護者対象/同園(☎591・2231)
ひらやま保育園「豆まき」
2月2日(金)午前9時45分~11時15分/豆まき(身体計測・子育て相談あり)/未就学児と保護者対象/上履き持参/同園(☎591・2679)へ申込
おおくぼ保育園「親子体験保育」
1月22日(月)~2月14日(木)午

したい方(提供会員)が、相互に助け合う有償ボランティア組織です(登録料・無料。別表の講習会で8ポイントを受講すると、保育援助活動を行うことができます。8ポイントに満たない場合でも、妊産婦・高齢者、家事援助活動ができます。受講を希望する方は1月26日(金)まで日野市ファミリー・サポート・センター(☎589・7616)へ「福祉のついで」
【日時】1月27日(土)午後1時~4時15分【会場】市民会館大ホール【内容】表彰式、アトラクション(出演者・日野響太鼓、日野青い鳥福寿歌、一風会)
【問合せ先】日野市社会福祉協議会(☎582・2319)
【はたちの献血キャンペーン】
2月28日(木)まで実施しています。新成人の方を中心に献血への協力をお願いします。
【献血ルーム】①立川駅ビル9階②八王子駅ビル中2階【問合せ先】東京西赤十字血液センター(☎529・0405)、日野市献血推進協議会(生活福祉課)
【福祉オンズバローンの苦情相談日】
【日時】2月8日(木)、13日(火)、22日(木)、26日(月)午後9時~正午
※13日と22日は午後2時~5時。相談希望の方は、事前に連絡を【会場】市役所2階福祉オンズバローン室【問合せ先】生活福祉課福祉オンズバローン担当

【新規事業者を紹介】
【内容】事業者名、訪問介護:(医)佐々木クリニック訪問介護ステーション(東平山3の1の1)☎585・8064【問合せ先】高輪福祉課介護保険係
【みなみだらい保育園で遊びませんか】
1月31日(木)午前10時~11時 / 未就学児と保護者対象/同園(☎591・2468)
【日野市家庭教育支援講座「チャンバラでコミュニケーション」】
2月3日(土)午前10時30分~正午/生活・保健センター/講師・劇団潮流/年長~小学生と保護者対象/15組/タオル持参/1月31日(木)までにNPO法人日野子ども劇場(☎591・5136)へ/市文化スポーツ課

公社のケア付き高齢者住宅「明日見らいふ南大沢」
【開催日】1月19日(金) 1月26日(金) 2月2日(金) 2月9日(金)他
「明日見らいふ南大沢」では、より多くの皆さまに「明日見らいふ南大沢」を知っていただきたく、昼食付きの見学会を開催しております。この機会に、「明日見らいふ南大沢」をご見学してみたいかをご希望ですか? ご家族、ご友人とお誘い合わせの上、ぜひともご参加ください。

●見学会の昼食代は無料です。
●予約制です。(お電話にてご予約ください。)
●交通 京王相模原線「南大沢」駅下車、バス「南大沢団地循環」(1番のりば)又は「京王堀之内駅行」(2番のりば)で約5分、「南大沢団地」下車徒歩2分(約100m)

【問合せ先】 JIK 東京都住宅供給公社
TEL 042-679-3040
受付時間:月~金曜日 9時~17時(土日祝日、年末年始を除く)